

学校法人東海学園役員の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人東海学園（以下、「東海学園」という。）寄附行為第三十七条の規定に基づき、役員の報酬、手当、退職慰労金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、東海学園寄附行為第五条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 理事長とは、東海学園寄附行為第五条第2項に規定する理事長をいう。
- (3) 副理事長とは、東海学園寄附行為第五条第4項に規定する副理事長をいう。
- (4) 常勤理事とは、東海学園寄附行為第五条第1項に定める理事のうち、東海学園において勤務することが常態である理事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (5) 職員理事とは、東海学園寄附行為第五条第1項に定める理事のうち、東海学園の職員として勤務する理事をいう。
- (6) 非常勤理事とは、東海学園寄附行為第五条第1項に定める理事のうち、前2号以外の理事をいう。
- (7) 役員の報酬等とは、報酬、手当、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、東海学園給与規則及び東海学園退職手当に関する規程に基づくものを含まない。
- (8) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、報酬及び退職慰労金を支給するものとする。但し、無報酬とすることができる。

- 2 理事長及び副理事長には、別表4に定める手当を支給する。
- 3 常勤理事には、東海学園給与規則に基づいて、通勤手当を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額は、次の各号に定める範囲内で、理事長が決定する。

- (1) 理事長及び副理事長 別表1に定める額
- (2) 常勤理事、職員理事及び非常勤理事（理事長及び副理事長を除く） 別表2に定める額
- (3) 監事 別表3に定める額

2 役員に対する退職慰労金の額は、別表5に定める額とする。但し、役員の責に帰すべき事由により解任されたものについては、その情状に応じて減額するかまたは支給しないことがある。

(費用弁償)

第5条 役員には、東海学園旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 出張の性質により、前項による旅費のほかに、当該出張において付随的に必要とする費用は、これを出張雑費として支給することができる。
- 3 役員が職務の執行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長、副理事長、常勤理事、職員理事及び監事に対する報酬等の支払時期は、毎月25日とする。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、繰り上げて支払うものとする。

- 2 非常勤理事に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 役員に対する退職慰労金は、任期満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給するものとする。

- 4 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込む。
- 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。
- 6 役員が死亡により退任した場合の退職慰労金は、遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、国家公務員退職手当法第2条の2の例による。

(報酬の日割り計算)

- 第7条 新たに理事長、副理事長、常勤理事、職員理事及び監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 理事長、副理事長、常勤理事、職員理事及び監事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

- 第8条 この規則により、計算額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補則)

- 第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

- 第10条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行をもって、「学校法人東海学園役員報酬及び費用弁償に関する規則」、「役員報酬及び役員謝礼金内規」及び「学校法人東海学園役員退職金規定」は廃止する。

附 則

この規則は、令和3年9月24日から施行する。

別表

別表 1

役員区分	報酬額	備考
理事長	最高限度額を 月額 1,000,000円とする。	経験及び職務に応じ定める。
副理事長		

別表 2

役員区分	報酬額	備考
常勤理事	最高限度額を 月額 1,000,000円とする。	経験及び職務に応じ定める。
職員理事	月額 50,000円	
非常勤理事	日額 20,000円	理事会等会議へ出席した日数

別表 3

役員区分	報酬額	備考
監事(非常勤)	月額 30,000円	

別表 4

役員区分	手当金額	備考
理事長	月額 200,000円	上記、報酬額(別表1)とは
副理事長	月額 100,000円	別途支給する。

別表 5

在任役員区分	年額	最高限度額	備考
理事長の期間	500,000円		
副理事長の期間	400,000円		
常勤理事の期間	300,000円		
職員理事の期間	300,000円		
非常勤理事の期間	30,000円		
監事(非常勤)の期間	30,000円		

5,000,000円

1 期間が重複する場合は、上位の金額とする。
 2 在職期間が1年未満の場合は切り捨てる。